



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 4月 6日 金曜日 第2964号

◇ 目 次 ◇ 規 則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....（長寿介護課）... 247

告 示

落札者等の告示.....（広報広聴課）... 259

地域保健医療計画の変更.....（医療対策課）... 259

食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生監視員の養成施設の登録.....（薬務衛生課）... 259

障害者就業・生活支援センターの指定.....（労政雇用課雇用対策室）... 259

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲.....（水産課）... 259

公共測量の終了の通知（2件）.....（道路維持課）... 259

都市計画事業の事業計画の変更認可.....（都市整備課）... 260

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 260

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（長寿介護課）... 260

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 268

よう撃捜査支援システムの借入れ.....（警察本部会計課）... 268

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）... 269

政治団体の設立の届出.....（ " ）... 269

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 270

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 271

資金管理団体の届出.....（ " ）... 271

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第28号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 4月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則</u>	<u>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則</u>

		号)
5	省令第130条の5及び第140条の17の6の申出書	共生型住宅サービス事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第4号の2)
6	省略	

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による指定に係る事項等の変更の届出	省略
2	法第75条、第99条、第113条及び第115条の5の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	省略
3	省略	
4	法第94条第2項及び第107条第2項の変更許可の申請	開設許可事項変更許可申請書 (様式第9号)
5	法第95条及び第109条の承認の申請	管理者承認申請書 (様式第10号)
6	法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の許可の申請	広告事項許可申請書 (様式第11号)
7・8	省略	

(補則)

第5条 この規則に規定するもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設又は指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略
指定居宅サービス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書
省略
省略

		号)
5	省略	

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項及び第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による指定に係る事項等の変更の届出	省略
2	法第75条、第82条、第99条及び第115条の5の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	省略
3	省略	
4	法第94条第2項の変更許可の申請	介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書(様式第9号)
5	法第95条第1項及び第2項の承認の申請	介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第10号)
6	法第98条第1項第4号の許可の申請	介護老人保健施設広告事項許可申請書(様式第11号)
7・8	省略	

(補則)

第5条 この規則に規定するもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設又は指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書

省略
指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書
省略
省略

指定又は許可を受けようとする事業所又は施設の種類の種類	省略				
	施設	介護老人福祉施設			省略
		介護老人保健施設			省略
		介護医療院			省略
	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護			別紙2のとおり。
		省略			
介護予防居宅療養管理指導				別紙5のとおり。	
省略					
省略					

注 省略

別紙1 訪問介護事業者 _____ の指定に係る審査事項
(その1)

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費 _____ の請求に関する事項を記載した書類

(9)・(10) 省略

(11) 当該指定居宅サービス _____ 以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービス _____ に係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき介護保険法施行規則第130条の4第1号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、同省令第114条第4項各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。

5 省略

(その2)(訪問介護事業 _____ を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略

注 省略

別紙2・別紙3 省略

別紙4 訪問リハビリテーション事業者・介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略				
事業所	省略			
	種別	病院	診療所	介護老人保健施設 介護医療院

指定又は許可を受けようとする事業所又は施設の種類の種類	省略				
	居宅介護支援事業				省略
		施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設				省略
	指定介護予防サービス	介護予防訪問介護			別紙1のとおり。
		介護予防訪問入浴介護			別紙2のとおり。
		省略			
		介護予防居宅療養管理指導			別紙5のとおり。
介護予防通所介護			別紙6のとおり。		
省略					
省略					

注 省略

別紙1 訪問介護事業者・介護予防訪問介護事業者の指定に係る審査事項
(その1)

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(9)・(10) 省略

(11) 当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表

4 省略

(その2)(訪問介護事業・介護予防訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略

注 省略

別紙2・別紙3 省略

別紙4 訪問リハビリテーション事業者・介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略				
事業所	省略			
	種別	病院	診療所	_____

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 申請者が介護老人保健施設又は介護医療院において当該申請に係る事業を行おうとするときは、開設許可証

(10) 省略

4 省略

(その2) 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

省略	
事業所	省略
種別	病院 診療所 薬局 _____
	—
省略	

注 省略

別紙6 通所介護事業者 _____ の指定に係る審査事項

(その1)(1単位)

省略

注1 省略

2 当該事業所内で複数の単位の通所介護事業 _____ を実施する場合には、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種及び員数については、別紙6(その2)に記入の上、添付すること。

3 当該事業所の所在地以外の場所に、当該通所介護事業 _____ の一部を実施する施設を有するときは、別紙6(その3)に必要事項を記入の上、添付すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費 _____ の請求に関する事項を記載した書類

(9)・(10) 省略

(11) 当該指定居宅サービス _____ 以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービス _____ に係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表

5 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき介護保険法施行規則第130条の3に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき同省令第130条の4第2号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、同省令第119条第4項各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。

省略

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

4 省略

(その2) 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導事業者の指定に係る審査事項

省略	
事業所	省略
種別	病院 診療所 薬局 <u>訪問看護ステーション</u>
省略	

注 省略

別紙6 通所介護事業者・介護予防通所介護事業者の指定に係る審査事項

(その1)(1単位)

省略

注1 省略

2 当該事業所内で複数の単位の通所介護事業又は介護予防通所介護事業を実施する場合には、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種及び員数については、別紙6(その2)に記入の上、添付すること。

3 当該事業所の所在地以外の場所に、当該通所介護事業又は介護予防通所介護事業の一部を実施する施設を有するときは、別紙6(その3)に必要事項を記入の上、添付すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(7) 省略

(8) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関する事項を記載した書類

(9)・(10) 省略

(11) 当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表

6 省略

(その2) 省略

(その3) (通所介護事業_____を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略

注 1 省略

2 通所介護事業_____を一部実施する施設の平面図及び設備の概要を記載した書類を添付すること。

3 省略

別紙7 通所リハビリテーション事業者・介護予防通所リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)・(その1の2) 省略

(その2) (介護老人保健施設・介護医療院(1単位))

省略	
入 所 者 数	省略
省略	

注 省略

(その2の2) (介護老人保健施設・介護医療院(2単位目以降))

省略

注 省略

別紙8 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る審査事項

(その1) (単独型の場合)

省略

注 1・2 省略

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき介護保険法施行規則第130条の4第3号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、同省令第121条第5項各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。

4 省略

(その2)・(その3) 省略

別紙9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る審査事項

省略		
事業所の種別 (該当する欄に記入してください。)	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	省略	
	省略	
	省略	
	省略	
省略		
入院患者の数(上記_に該当する場合に記入してください。)	省略	

5 省略

(その2) 省略

(その3) (通所介護事業・介護予防通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略

注 1 省略

2 通所介護事業又は介護予防通所介護事業を一部実施する施設の平面図及び設備の概要を記載した書類を添付すること。

3 省略

別紙7 通所リハビリテーション事業者・介護予防通所リハビリテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)・(その1の2) 省略

(その2) (介護老人保健施設_____ (1単位))

省略	
老人保健施設入所者数	省略
省略	

注 省略

(その2の2) (介護老人保健施設_____ (2単位目以降))

省略

注 省略

別紙8 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る審査事項

(その1) (単独型の場合)

省略

注 1・2 省略

3 省略

(その2)・(その3) 省略

別紙9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護事業者の指定に係る審査事項

省略		
事業所の種別 (該当する欄に記入してください。)	介護老人保健施設	
	省略	
	省略	
	省略	
	省略	
	省略	
省略		
入院患者の数(上記_に該当する場合に記入してください。)	省略	

省略	
従業員の職種及び員数（上記_に該当する場合に記入してください。）	省略
省略	
省略	

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) 省略

(7) 介護保険法施行規則 _____ 第114条第1項第12号に規定する誓約書

(8)・(9) 省略

(10) 申請者が、介護老人保健施設又は介護医療院において当該申請に係る事業を行おうとするときは、開設許可証

(11) 省略

5 省略

別紙10～15 省略

様式第2号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書

省略
指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書
省略
省略

注1～5 省略

6 今回指定（許可）の更新の申請をしようとする事業について、指定介護療養型医療施設に係る申請の場合にあっては別紙及び別紙注に掲げる書類を、それ以外の申請の場合にあっては指定（許可）申請時に添付する指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書 _____（様式第1号）別紙及び同様式別紙注に掲げる書類を添付すること。

7 省略

別紙 省略

付表 省略

様式第4号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書

指定居宅サービス事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書		
省略		
施設	種別	病院 診療所 薬局 _____ 介護老人保健施設 _____ 介護医療院 介護療養型医療施設
	省略	
	省略	
省略		

注 省略

様式第6号（第3条関係） 指定事項等変更届出書

省略
省略

省略	
従業員の職種及び員数（上記_に該当する場合に記入してください。）	省略
省略	
省略	

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) 省略

(7) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条第1項第12号に規定する誓約書

(8)・(9) 省略

(10) 申請者が、老人保健施設 _____ において当該申請に係る事業を行おうとするときは、開設許可証

(11) 省略

5 省略

別紙10～15 省略

様式第2号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書

省略
指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書
省略
省略

注1～5 省略

6 今回指定（許可）の更新の申請をしようとする事業について、指定介護療養型医療施設に係る申請の場合にあっては別紙及び別紙注に掲げる書類を、それ以外の申請の場合にあっては指定（許可）申請時に添付する指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書 _____（様式第1号）別紙及び同様式別紙注に掲げる書類を添付すること。

7 省略

別紙 省略

付表 省略

様式第4号（第2条関係） 指定を不要とする旨の申出書

指定を不要とする旨の申出書		
省略		
施設	種別	病院 診療所 薬局 _____ 介護老人保健施設 _____ 介護療養型医療施設
	省略	
	省略	
省略		

注 省略

様式第6号（第3条関係） 指定事項等変更届出書

省略
省略

7	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定（許可）に係る事業に関するものに限る。）
省略	
18	介護老人福祉施設、介護医療院、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制
省略	
省略	

注 1～3 省略

4 管理者又は役員の変更を伴うものは、サービスの種類ごとに指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書

（様式第1号）別紙注に掲げる誓約書を添付すること。

5 省略

様式第7号（第3条関係） 廃止（休止・再開）届出書

省略

注 1・2 省略

3 事業の再開に係る届出にあつては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条から第116条まで、第119条から第125条まで、第136条、第138条、第140条の4、第140条の5及び第140条の9から第140条の14までに規定する当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

4 省略

様式第9号（第3条関係） 開設許可事項変更許可申請書

開設許可事項変更許可申請書	
省略	
省略	

注 省略

様式第10号（第3条関係） 管理者承認申請書

管理者承認申請書	
省略	
省略	

注 省略

様式第11号（第3条関係） 広告事項許可申請書

広告事項許可申請書	
省略	
省略	

注 省略

7	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
省略	
18	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制
省略	
省略	

注 1～3 省略

4 管理者又は役員の変更を伴うものは、サービスの種類ごとに指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書（様式第1号）別紙注に掲げる誓約書を添付すること。

（様式第1号）別紙注に掲げる誓約書を添付すること。

5 省略

様式第7号（第3条関係） 廃止（休止・再開）届出書

省略

注 1・2 省略

3 事業の再開に係る届出にあつては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条から第116条まで、第119条から第125条まで、第132条、第140条の3から第140条の5まで及び第140条の8から第140条の14までに規定する当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

4 省略

様式第9号（第3条関係） 介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書

介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書	
省略	
省略	

注 省略

様式第10号（第3条関係） 介護老人保健施設管理者承認申請書

介護老人保健施設管理者承認申請書	
省略	
省略	

注 省略

様式第11号（第3条関係） 介護老人保健施設広告事項許可申請書

介護老人保健施設広告事項許可申請書	
省略	
省略	

注 省略

第2条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。
様式第1号別紙13を削り、同様式別紙14を同様式別紙13とし、同様式別紙15を同様式別紙14とし、同様式に次のように加える。

別紙15 介護医療院の許可に係る審査事項

※受付番号													
施設	フリガナ												
	名称												
	所在地		(郵便番号 —)										
			(ビルの名称等)										
直通連絡先		直通電話番号			FAX番号								
当該施設の設置に係る定款、寄附行為等の根拠条文				第 条第 項第 号									
管理者	フリガナ		住所		(郵便番号 —)		生 年 月 日						
	氏 名												
	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設		事業所等の名称		兼務する職種及びその職種に従事する時間等								
通所リハビリテーション等の実施の有無		有 ・ 無			短期入所療養介護等の実施の有無		有 ・ 無						
入所者の予定数				人		1日当たりの通所総利用者予定数		人					
従業者の職種及び員数		医 師		薬 剤 師		看 護 職 員		介 護 職 員					
		専 従 兼 務		専 従 兼 務		専 従 兼 務		専 従 兼 務					
		常 勤 (人)											
		非 常 勤 (人)											
		常勤換算後の人数 (人)											
		※基準上の必要人数 (人)											
		※適合の可否											
従業者の職種及び員数		理学療法士又は作業療法士		栄 養 士		介護支援専門員		診療放射線技師		調理員、事務員その他の従業者			
		専 従 兼 務		専 従 兼 務		専 従 兼 務		専 従 兼 務		専 従 兼 務			
		常 勤 (人)											
		非 常 勤 (人)											
		※基準上の必要人数 (人)											
		※適合の可否											
		併設施設又は事業所の名称 (ある場合に記入してください。)		フリガナ 名 称									
設備基準上の数値記載項目等					※基準上の必要数値			※適合の可否					
療養	1室の最大定員		人		人以下								

平成30年4月6日

愛 媛 県 報

第2964号

室	入所者1人当たり最小床面積	平方メートル	平方メートル以上
廊下	片廊下の幅	メートル	メートル以上
	中廊下の幅	メートル	メートル以上
機能訓練室の面積		平方メートル	平方メートル以上
食堂の面積		平方メートル	平方メートル以上
建物の構造概要			
面積		平方メートル	平方メートル以上
施設を共用する場合の事業所等の名称（共用する場合に記入してください。）		フリガナ	名称
主な 掲 示 事 項	入所定員	人	
	利 用 料	法定代理受領分	
		法定代理受領分以外	
その他の費用			
協力 病院	名 称	診療科名	
	名 称	診療科名	
	名 称	診療科名	

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 協力歯科医療機関がある場合は、「協力病院」の欄に併せて記入すること。
 3 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 (2) 敷地の面積を記載した書類及び平面図並びに敷地周囲の見取図
 (3) 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要を記載した書類
 (4) 建物の構造概要を記載した書類及び各室の用途を明示した平面図並びに施設及び構造設備の概要を記載した書類
 (5) 施設を共用する場合にあつては、その利用計画を記載した書類
 (6) 運営規程
 (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 (8) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類
 (10) 協力病院（協力歯科医療機関を含む。）との契約の内容を記載した書類
 (11) 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書類
 (12) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第138条第1項第17号に規定する誓約書
 (13) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 (14) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類
 (15) 当該介護医療院サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該介護医療院サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第2条関係） 共生型居宅サービス事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書

共生型居宅サービス事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

愛媛県知事 様

開設者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
⑩

事業所	名称	
	所在地	
管理者	氏名	
	住所	
申出に係る居宅サービスの種類	<input type="checkbox"/> 共生型訪問介護 <input type="checkbox"/> 共生型通所介護 <input type="checkbox"/> 共生型短期入所生活介護	
申出に係る介護予防サービスの種類	<input type="checkbox"/> 共生型介護予防短期入所生活介護	

注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則様式第1号、様式第2号及び様式第9号から様式第11号までの規定により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則様式第1号、様式第2号及び様式第10号から様式第12号までの規定により提出された申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第365号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部 政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年3月28日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	7,02円 (一部当たり)	一般競争入札	平成30年2月13日

○愛媛県告示第366号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第2項の規定により、第6次愛媛県地域保健医療計画（平成25年4月愛媛県告示第362号）を変更し、第7次愛媛県地域保健医療計画を次のとおり定めた。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第367号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 養成施設の名称
岡山理科大学獣医学部獣医保健看護学科食品衛生管理者養成講座
- 2 養成施設の所在地
愛媛県今治市いこいの丘1番3
- 3 登録年月日
平成30年3月22日

○愛媛県告示第368号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称 公益財団法人正光会
- 2 住所 宇和島市柿原1280番地

- 3 事務所の所在地 西予市宇和町卯之町五丁目349番地
- 4 指定をした日 平成30年4月1日

○愛媛県告示第369号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第16号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成30年4月1日次のとおり定めた。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 平成29年6月30日から
平成30年3月19日まで
- 3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成30年2月19日から

3月22日まで

- 3 作業地域 新居浜市宮西町、徳常町

○愛媛県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松前公共下水道（松前町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間 昭和63年2月3日から
平成37年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

○愛媛県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年4月6日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第42号 平成30年3月29日	伊予市上三谷字猿ヶ谷甲2171番1、甲2172番、甲2173番1、甲2196番3及び甲2197番4	伊予市上三谷甲2209番地13 草 間 勲

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						別表第5（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
長 寿	1・2 省略						長 寿	1・2 省略					

介護課	3 介護 保険法の施行に関する事務	1～9 省略						介護課	3 介護 保険法の施行に関する事務	1～9 省略					
		10 指定居宅介護支援事業者に関すること。								10 指定居宅介護支援事業者に関すること。					
		(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第82条の2第2項）								(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第82条の2第1項）					
										(2) 公示（第83条の2第4項）					—
		11・12 省略								11・12 省略					
		13 介護医療院に関すること。													
		(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第114条第1項）					—								
		(2) 公示（第114条の5第4項）					—								
		14 省略								13 省略					
		15 省略								14 省略					
		16 省略								15 省略					
		17 省略								16 省略					
		18 省略								17 省略					
		19 介護サービス情報の公表に関すること。								18 介護サービス情報の公表に関すること。					
		(1)～(6) 省略								(1)～(6) 省略					
		(7) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等に係る公示（第78条____、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10____、旧法第115条____）								(7) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等に係る公示（第78条、第85条、第93条、第104条の2____、第115条の10、第115条の35第6項、旧法第115条、第115条の35第6項）					
		20 省略								19 省略					
		21 省略								20 省略					
		22 介護保険事業支援計画等に関すること。								21 介護保険事業支援計画等に関すること。					
		(1) 市町村介護保険事業計画の実績に関する評価の結果の報告の処理（第117条第8項、第118条第8項、旧法第117条第8項、第118条第8項）					—								
		(2) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知（第117条第12項、旧法第117条第12項）								(1) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知（第117条第9項、旧法第117条第9項）					
(3) 都道府県介護保険事業支援計画の策定（第118条第1項、第111項、旧法第118条第1項、第111項）						(2) 都道府県介護保険事業支援計画の策定（第118条第1項、第7項、旧法第118条第1項、第7項）									

	(4) 都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価等(第118条第7項、第8項、旧法第118条第7項、第8項)								
	(5) 省略								
	23 省略								
	24 省略								
	25 省略								
	26 省略								
	27 省略								
	28 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関する事。								
	(1) 指定(政令第4条第1項第9号)								
	(2)~(5) 省略								
	29 省略								
4~26 省略									

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	専決者	
				部長	課長					主幹	部長
地域福祉課	1~23 省略					1~23 省略					
	24 介護保険法の施行に関する事務	1・2 省略				24 介護保険法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 当該職員の証明書の交付(第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、 <u>第114条の2第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項、旧法第24条第3項、第112条第2項、第115条の33第5項</u>)				3 当該職員の証明書の交付(第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、 <u>_____、第115条の7第2項、第115条の33第5項、旧法第24条第3項、第112条第2項、第115条の33第5項</u>)					
		4 指定居宅サービス事業者に関する事				4 指定居宅サービス事業者に関する事					
		(1)~(3) 省略				(1)~(3) 省略					
	(4) 指定に係る通知(第70条第7項)										

(5) 意見の申出の受理(第70条第8項)			—
(6) 指定に係る協議(第70条第10項)			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 省略			
(15) 省略			
(16) 省略			
(17) 省略			
5 指定居宅介護支援事業者に関すること。			
(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助(第82条の2第2項)			
6 省略			
7 介護老人保健施設に関すること。			
(1)~(13) 省略			
(14) 措置命令等(第103条第3項)			

(4) 指定に係る協議(第70条第7項)			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 省略			
(15) 省略			
5 指定居宅介護支援事業者に関すること。			
(1) 指定(第46条第1項)		—	
(2) 聴聞決定予定日の通知(第79条第2項第6号の2)			—
(3) 指定の更新(第79条の2第1項)			—
(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理(第82条)			—
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助(第82条の2第1項)			
(6) 報告の徴収及び立入検査(第83条第1項)		—	
(7) 勧告(第83条の2第1項)		—	
(8) 勧告に従わない旨の公表(第83条の2第2項)		—	
(9) 措置命令(第83条の2第3項)		—	
(10) 指定の取消し等(第84条第1項)	—		
(11) 公示(法第115条の35第6項の規定による指定の取消し等に係るものを除く。)(第85条)			—
6 省略			
7 介護老人保健施設に関すること。			
(1)~(13) 省略			
(14) 措置命令(第103条第3項)			

(15)～(20) 省略					(15)～(20) 省略				
8 介護医療院に関すること。									
(1) 開設及び変更の許可(第107条第1項、第2項)			—						
(2) 中核市の市長が行う開設及び変更の許可に対する同意(第107条第1項、第2項、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項)			—						
(3) 聴聞決定予定日の通知(第107条第3項第10号)				—					
(4) 関係市町からの意見の聴取(第107条第6項)				—					
(5) 許可の更新(第108条第1項)				—					
(6) 管理者の承認(第109条)			—						
(7) 変更、廃止、休止又は再開の届出の受理(第113条)				—					
(8) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助(第114条第1項)				—					
(9) 報告の徴収及び立入検査(第114条の2第1項)			—						
(10) 設備の使用制限等(第114条の3)			—						
(11) 管理者の変更命令(第114条の4第1項)			—						
(12) 勧告(第114条の5第1項)			—						
(13) 勧告に従わない旨の公表(第114条の5第2項)			—						
(14) 措置命令等(第114条の5第3項)			—						
(15) 開設の許可の取消し等(第114条の6第1項)			—						
(16) 公示(法第115条の35第6項の規定による許可の取消し等に係るものを除く。)(第114条の7)									—
(17) 中核市からの届出の受理(第114条の7、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項)				—					
(18) 死亡又は失踪の届出の受理(第114条の8、医療法第9条第2項)				—					
(19) エックス線装置の届出の受理(第114条の8、医療法第15条第3項)				—					

	(20) 弁明の機会の付与(第114条の8、医療法第30条)								
	9 省略								
	10 指定介護予防サービス事業者に関すること。								
	(1)~(3) 省略								
	(4) 指定に係る通知(第115条の2第4項)								
	(5) 意見の申出の受理(第115条の2第5項)								
	(6) 省略								
	(7) 省略								
	(8) 省略								
	(9) 省略								
	(10) 省略								
	(11) 省略								
	(12) 省略								
	(13) 省略								
	(14) 省略								
	11 省略								
	12 省略								
	13 省略								
	14 省略								
	15 省略								
	16 省略								
	17 省略								
	18 介護員養成研修事業者に関すること。								
	(1) 介護員養成研修事業者の指定(介護保険法施行令(以下この部において「政令」という。)第3条第1項第1号ロ)								
	(2) 介護員養成研修の指定(政令第3条第1項第1号ロ)								
	(3)~(6) 省略								
25~31 省略									
備考 省略									

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 2 省略	(地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(47)の3 省略

(47)の4 介護保険法第24条第3項(同法第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。)及び旧介護保険法第24条第3項(旧介護保険法第112条第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(48)・(48)の2 省略

(49) 削除

(50)～(51)の3 省略

(51)の3の2 介護保険法第70条第7項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る通知に関すること。

(51)の3の3 介護保険法第70条第8項の規定に基づく意見の申出の受理に関すること。

(51)の4 介護保険法第70条第10項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る協議に関すること。

(51)の5～(53)の10 省略

(54) 介護保険法第82条の2第2項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

(55)から(55)の5まで 削除

(55)の6～(56)の20 省略

(56)の21 介護保険法第103条第3項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者に対する措置命令等に関すること(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

(56)の22～(56)の26 省略

(56)の26の2 介護保険法第107条第1項及び第2項の規定に基づく介護医療院の開設及び変更の許可に関すること。

(56)の26の3 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第107条第1項及び第2項の規定に基づく中核市の市長が行う介護医療院の開設及び変更の許可に対する同意に関すること(中予地方局に限る。)。

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(47)の3 省略

(47)の4 介護保険法第24条第3項(第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第115条の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。)及び旧介護保険法第24条第3項(第112条第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(48)・(48)の2 省略

(49) 介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に関すること。

(50)～(51)の3 省略

(51)の4 介護保険法第70条第7項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る協議に関すること。

(51)の5～(53)の10 省略

(53)の11 介護保険法第79条第2項第6号の2の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

(53)の12 介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新に関すること。

(54) 介護保険法第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

(54)の2 介護保険法第82条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

(55) 介護保険法第83条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(55)の2 介護保険法第83条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する勧告に関すること。

(55)の3 介護保険法第83条の2第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

(55)の4 介護保険法第83条の2第3項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する措置命令に関すること(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

(55)の5 介護保険法第84条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等に関すること。

(55)の6～(56)の20 省略

(56)の21 介護保険法第103条第3項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者に対する措置命令に関すること(同条第4項の規定に基づく公示を除く。)

(56)の22～(56)の26 省略

56の26の4 介護保険法第107条第3項第10号の規定に基づく介護医療院の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

56の26の5 介護保険法第107条第6項の規定に基づく介護医療院に係る関係市町からの意見の聴取に関すること。

56の26の6 介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新に関すること。

56の26の7 介護保険法第109条の規定に基づく介護医療院の管理者の承認に関すること。

56の26の8 介護保険法第113条の規定に基づく介護医療院の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

56の26の9 介護保険法第114条第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

56の26の10 介護保険法第114条の2第1項の規定に基づく介護医療院の開設者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

56の26の11 介護保険法第114条の3の規定に基づく介護医療院の設備の使用の禁止等及び修繕等の命令に関すること。

56の26の12 介護保険法第114条の4第1項の規定に基づく介護医療院の管理者の変更命令に関すること。

56の26の13 介護保険法第114条の5第1項の規定に基づく介護医療院の開設者に対する勧告に関すること。

56の26の14 介護保険法第114条の5第2項の規定に基づく介護医療院の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

56の26の15 介護保険法第114条の5第3項の規定に基づく介護医療院の開設者に対する措置命令等に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

56の26の16 介護保険法第114条の6第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の取消し等に関すること。

56の26の17 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第114条の7の規定に基づく介護医療院に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

56の26の18 介護保険法第114条の8において準用する医療法第9条第2項の規定に基づく介護医療院の開設者の死亡又は失踪の届出の受理に関すること。

56の26の19 介護保険法第114条の8において準用する医療法第15条第3項の規定に基づく介護医療院のエックス線装置の設置の届出の受理に関すること。

56の26の20 介護保険法第114条の8において準用する医療法第30条の規定に基づく介護医療院に対する弁明の機会の付与に関すること。

56の27～57の11 省略

57の11の2 介護保険法第115条の2第4項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る通知に関すること。

57の11の3 介護保険法第115条の2第5項の規定に基づく意見の申出の受理に関すること。

57の12～58 省略

59 介護保険法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づく介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定に関すること。

59の2～(11) 省略

4～6 省略

56の27～57の11 省略

57の12～58 省略

59 介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定に基づく介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定に関すること。

59の2～(11) 省略

4～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年3月26日あったので公表する。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成30年度賃金引上げに関する事項
- 2 日時 平成30年4月11日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年4月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
よう撃捜査支援システムの借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
よう撃捜査支援システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成30年12月1日から平成36年11月30日まで
 - (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
平成30年5月30日（水）午後2時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成30年5月30日（水）午後2時00分
愛媛県警察本部2階 第一会議室
 - 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受領期限
公告の日から平成30年5月24日（木）午後5時15分まで。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be leased: A Supporting system for interception investigation
 - (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 30, May, 2018

(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2

Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名称	種類	所在地	指定年月日	名称	種類	所在地	指定年月日
省略				省略			
				大洲市清和園	養護老人ホーム	大洲市市木951-13	昭和38年10月29日
省略				省略			
特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘アネックス	省略			特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘アネックス	省略		
養護老人ホーム大洲市清和園	養護老人ホーム	大洲市市木1218	平成30年3月28日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年4月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
日本第一党愛媛県本部	福田 智幸	和田 眞明	西条市三津屋南5-27	平成29年12月14日
檜垣良太後援会	檜垣 良太	檜垣 薫	松山市竹原三丁目8-1	平成29年12月18日
渡部かつひこ後援会	大西 言志	渡部 さおり	松山市南梅本町211-1	平成30年1月11日
三方よしのまちづくりの会	秋山 義勲	秋山 みゆき	松山市住吉二丁目9-12	平成30年1月26日
三方よしのまちづくりの会本町連絡事務所	秋山 義勲	秋山 みゆき	松山市住吉二丁目9-12	平成30年1月26日
田中みき後援会	田中 美紀	白川 美智留	松山市西垣生町1464	平成30年2月1日
三好きよのり味生まちづくり塾	三好 清典	森 棟俊一	松山市別府町1140-14	平成30年2月23日
あべみちお後援会	二宮 康	石田 早百合	松山市土手内165-1	平成30年3月7日

松波ゆう大後援会	松 波 雄 大	井 上 徳 之	松山市千舟町四丁目6 - 2	平成30年3月9日
----------	---------	---------	----------------	-----------

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成30年4月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県陸運支部	清 水 一 郎	会 計 責 任 者	稲 荷 和 重	関 谷 俊 夫	平成29年10月2日
自由民主党愛媛県電気通信支部	山 本 信 久	会 計 責 任 者	篠 原 浩 邦	伊 勢 進 一	平成29年10月2日
自由民主党弓削支部	前 田 省 二	主たる事務所の所在地	越智郡上島町弓削佐島730	越智郡上島町弓削日比656	平成29年12月21日
		代 表 者	前 田 省 二	竹 林 秀 夫	
自由民主党砥部支部	山 口 元 之	会 計 責 任 者	原 田 公 夫	松 崎 浩 司	平成30年2月15日
自由民主党吉田支部	清 家 康 生	主たる事務所の所在地	宇和島市吉田町立間2 - 1011	宇和島市吉田町河内甲176	平成30年2月17日
		代 表 者	清 家 康 生	小清水 千 明	
自由民主党愛媛県ちんたい支部	永 井 俊 昭	主たる事務所の所在地	松山市中村二丁目1 - 3	松山市湊町四丁目3 - 10	平成30年2月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県行政書士政治連盟	山 本 大 樹	代 表 者	山 本 大 樹	矢 野 浩 司	平成29年6月3日
		会 計 責 任 者	幸 後 洋 子	山 本 大 樹	
四国税理士政治連盟愛媛県支部	竹 村 俊 一	代 表 者	竹 村 俊 一	白 石 豪	平成29年9月20日
		会 計 責 任 者	梅 林 哲 次	竹 村 俊 一	
きくち伸英後援会	田 村 正 弘	会 計 責 任 者	櫻 田 秀 隆	平 岡 伸 二	平成29年11月15日
浅田美幸後援会	土 居 裕 之	主たる事務所の所在地	宇和島市川内甲1066 - 5	宇和島市川内甲1099 - 6	平成30年1月15日
毛利修三後援会	水 谷 浩	会 計 責 任 者	宮 本 直 浩	三 瀬 孝 吉	平成30年1月26日
上田さだひと後援会	林 司 朗	代 表 者	林 司 朗	三 好 明 彦	平成30年1月29日
逢坂節子後援会	逢 坂 節 子	代 表 者	逢 坂 節 子	笹 田 徳 三 郎	平成30年2月21日
森高康行後援会	久 門 蕃	代 表 者	久 門 蕃	相 馬 紀 夫	平成30年2月22日
八束正後援会	門 屋 誠 二	代 表 者	門 屋 誠 二	伊 賀 上 功	平成30年2月23日
		会 計 責 任 者	八 束 直 司	後 藤 浩 二	

宮脇かおる後援会	浜 村 隆	会 計 責 任 者	宮 脇 三起子	津 国 寿 正	平成30年3月4日
松本ひろかず後援会	浜 田 伊勢雄	代 表 者	浜 田 伊勢雄	田 中 等	平成30年3月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年4月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
住みよい松前を創る会	三 好 健 二	平成28年5月31日
岩城ひろとし後援会（博愛会）	岩 城 道 子	平成29年3月28日
政治結社郷土塾	浅 木 章 仁	平成29年7月1日
白石とおる後援会	三 好 史 之 郎	平成29年7月24日
民進党愛媛県第2区総支部	横 山 博 幸	平成29年9月2日

つばうち和彦後援会	壺 内 和 彦	平成29年12月14日
自由民主党川内支部	大 西 勉	平成29年12月28日
自由民主党重信支部	山 内 孝 二	平成29年12月28日
小清水千明後援会	清 家 徳 典	平成29年12月31日
さいとう宣昭後援会	斎 藤 宣 昭	平成29年12月31日
田村昭子後援会	長 井 雪 雄	平成29年12月31日
報 國 純 心 會	橋 本 良 則	平成29年12月31日
ルネサス西条社会活動委員会	越 智 俊 盛	平成29年12月31日
渡部かつひこ後援会	大 西 言 志	平成29年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成30年4月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
秋 山 義 勲	松山市議会議員（候補者）	三方よしのまちづくりの会	松山市住吉二丁目9-12	平成30年1月26日